

令和 3 年 4 月 23 日
不動産・建設経済局不動産市場整備課

【地方自治体向け】

不動産分野の面的データ(メッシュデータ等)構築に係るガイドラインを策定

～空き家・空き地・公的不動産分野の対策を促進～

国土交通省は、「不動産市場動向等の面的データの地域における活用手法検討委員会」を設置し、地域が抱える政策課題に対応するため、**官民が保有するデータの効果的な組み合わせ方法や有効な活用方法による面的データの構築について手助けとなるガイドラインを策定**しました。

<背景>

空き家、空き地問題等、地域が抱える政策課題への対応について検討し、また関係者間で認識を共有し、議論する上では、一定のエリアごとで可視化されたメッシュデータ等のマイクロデータ（面的データ）を活用することが EBPM[※] 及びアカウンタビリティの観点からも有効です。

しかし、地方自治体をはじめとした地域において、面的データ等を構築するためのツールやその活用方法の普及は不十分な状況であり、この課題を解決する手助けとなるガイドラインを策定しました。

※EBPM(Evidence-Based Policy Making)：政策の企画を、その場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠（エビデンス）に基づくものとするをいう。

～ガイドラインのポイント～

- 面的データ構築を行うための準備、作成、分析における各々の手順を詳細に解説。
- 主なデータ分析パターンを想定し、いくつかの例を掲載。

空き家対策

現状の空き家状況の把握
将来の空き家発生リスク

空き地対策

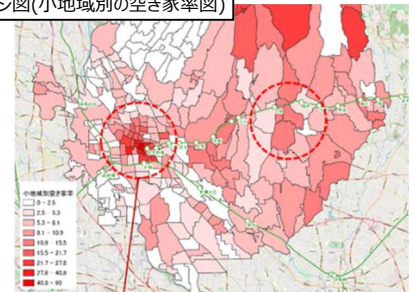
現状の空き地状況
将来の空き地発生リスク

公的不動産対策

保育園や高齢者施設における将来の定員充足状況
避難施設の分布状況及びハザードエリア

- 個人情報保護上の留意点
- 利用データ集、分析ソフトの紹介

イメージ図(小地域別の空き家率図)



空き家発生は地域的に隣接している範囲でクラスターを形成しているエリアが多い

【地方自治体における不動産分野の面的データ構築に係るガイドライン掲載ウェブページ】

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_fr5_000001_00006.html

【添付資料】

- ・不動産市場動向等の面的データの地域における活用手法に係るガイドライン【概要】

<お問合せ先>

不動産・建設経済局不動産市場整備課 村田、守屋

TEL : 03-5253-8111 (内線 30214、30232) 直通 : 03-5253-8375 FAX : 03-5253-1579